

特定健診

年に一度は健診を受けましょう！
村の健診を受ける以外にも、こんな方法があります！

白馬村 健康福祉課
☎ 0261-85-0713（直通）

人間ドックを受ける方

国民健康保険・後期高齢者医療保険
にご加入の方

▶▶ 結果と領収書を添えて申請すると、費用補助を受けられます。

人間ドックの受診を健診に代えることができるだけでなく、一部費用補助（上限あり）も受けられます。また、健診・人間ドックを受けた場合は、脳ドックの費用補助（上限あり）も受けられます。詳細は、住民課（☎0261-85-0715）にお問い合わせください。

- 同一年度内に村の健診（検査結果提出含む）を受診する場合、人間ドックの費用補助を受けられませんので、ご注意ください。

職場の健診を受ける方

国民健康保険に
ご加入の40～74歳の方

▶▶ 職場の健診を受けた場合、健診結果をご提出ください。

パート先等の職場の健診を特定健診に代えることができます。結果の提出にご協力ください。村の保健指導を受けることも可能です。

◆健診結果の提出方法◆

健診結果のコピーを健康福祉課保健師に提出するのみでOK！

生活習慣病で治療中の方

国民健康保険に
ご加入の40～74歳の方

▶▶ 生活習慣病で治療中でも、特定健診の対象者です。

村の健診を受けられない場合は、血液検査等の結果をご提出ください。

高血圧・糖尿病・脂質異常症等で、白馬村・小谷村・大町市・池田町・松川村の医療機関を受診中の方は、血液検査等の結果提出で特定健診に代えることができます。

◆検査結果の提出方法◆

- ① 「検診調査票」の「他で受ける」に○をし、医療機関名を記入し返送する
- ② 該当の医療機関を受診している場合、村から指定の専用用紙が届く
- ③ かかりつけ医に指定の専用用紙を提出する

- ご自身の血液検査等の内容で提出可能かどうかは、かかりつけ医にご相談ください。
- 同一年度内に人間ドックを受診する場合は、この制度を利用できません。

社会保険の被扶養者の方

社会保険加入者の
被扶養者で40～74歳の方

▶▶ 所定の手続きをすると、村の会場で特定健診を受けられます。

協会けんぽ、組合健保、共済健保等の被用者保険の加入者の被扶養者の方は、村の会場で特定健診を受診することができます。ただし、受診券（ご加入の被用者保険から届く）と事前予約が必要です。詳細は、ご加入の被用者保険（健康保険証を参照）にお問い合わせください。

◆受診の流れ◆

- ① 健康保険証の発行元である被用者保険から、受診券が届く
- ② 健康づくり事業団に電話で日時の予約をする
⇒ 専用フリーダイヤル：0120-10-6969（平日9時～18時）
- ③ 健康づくり事業団から問診票が届く
- ④ ふれあいセンターで特定健診を受診する

- この制度の運営主体は、白馬村ではなく、ご加入の被用者保険です。ご加入の被用者保険によっては、制度を利用できない場合がございます。